

平成 29 年度 第 2 回公民館運営審議会 議事録

日時 平成 29 年 7 月 28 日(金) 午前 10 時～

場所 柏原市立公民館 2 階 多目的室

出席者 公民館運営審議会委員

山田勝久(会長)・浦野かをる(副会長)・岸野友美子・熊田喜代美・倉橋資子・
坂下 朋美・杉野 雅仁・辻野恭子・山下亜緯子・吉田 勝彦
(委員は氏名 50 音順 敬称略)

事務局

尾野晋一(教育部長)・石垣好啓(教育部次長兼社会教育課長)・酒谷敬三郎(公
民館長)、富宅 公浩(公民館参事)・川崎一彦(公民館長補佐)

案件

- ①平成 29 年度公民館講座の開催日程について
- ②平成 29 年度公民館施設整備について
- ③公民館施設の使用料見直しについて

山田会長の挨拶

会議の成立

議 長：それでは、議事を進行させていただきます。まず、案件（1）平成
29 年度公民館講座の開催日程について、事務局より説明をお願い
します。

事務局：私から、平成 29 年度公民館講座の開催日程について説明をさせていた
だきます。資料の 1 ページをご覧ください。恐れ入りますが、座って
説明をさせていただきます。

既に第 1 回公民館運営審議会において、今年度の公民館講座の内容・
日程等について、説明をさせて頂いておりますが、第 1 回公民館運営
審議会以後新たに開催を決定しました講座等について説明させていただきます。

資料 1 ページの秋期講座の網掛け箇所が、この度決定しました講座
でございます。

春期講座 3 番「水墨画入門講座」が申込者少数の為中止となりました。

委託先の柏原市文化連盟に依頼をし、この度“柏写会”さんに秋期講座の6番「デジタルカメラを学ぼう」講座をお願いすることになりました。定員15名で11月10日～来年2月23日の間の金曜日・日曜日に開催予定となっております。秋期講座6講座につきましては、広報9月号等で参加募集を予定しております。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。第1回公民館運営審議会において、公民館教養講座「後期分」3講座が調整中と報告しておりましたが、この度2講座の開催が決定致しましたので、説明させていただきます。教養講座の網掛け箇所が、この度決定しました2講座になります。3番「シルクロードの光と影」講座は、定員30名、大阪教育大学の名誉教授山田勝久先生にお願いをしており、11月10日～12月8日の間の金曜日に開催予定となりました。4番「平家物語の歌謡と芸能」講座は、定員30名、大阪教育大学教授の小野恭靖先生にお願いをしており、来年の1月18日～2月22日の間の木曜日に開催予定となりました。両講座とも5回コースとなっております。

尚、「教養講座」は、毎年5つの講座を実施しており、残り1講座につきましては、来年3月に開催を予定しており、現在大阪教育大学と調整中でございます。

続きまして、報告事項としまして、短期基礎講座の3番「ゆかた着付1日講座」につきまして、7月2日（日）開催分が、参加者少数の為、中止となりました。

私からは以上でございます。

議長：中止になった講座が2つありますが、中止の基準は10名以下となっております

それでは、只今説明のありました「公民館講座の開催日程」について、委員の先生方でご質問があれば、お願い致します。

事務局：補足ですが、先ほど3番、4番の教養講座が、教授との日程調整が、出来たので、述べさせていただいた訳ですが、開催場所は国分合同会館で、「シルクロードの光と影」、「平家物語の歌謡と芸能」を行います。既に開講している1番、2番の教養講座については公民館本館で実施しますが、柏原地区、国分地区の地域性もありますので、春期の場合、柏原地区の公民館本館で実施しましたので、3番、4番についての2講座は国分合同会館で行う予定でありますので、付け加えて言わせて頂きます。

議長：ありがとうございました。補足説明について他、委員のみなさまから、何かありましたらお願いします。

それでは、無いようですので、ご了解ということで。続きまして、案件②平成 29 年度公民館施設整備について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：続きまして案件②の平成 29 年度公民館施設整備についてご説明申し上げます。お手元に配布の資料 4 ページをご覧ください。

本年度の公民館施設整備に関する予算につきましては、「市民文化センターの正面玄関などの改修工事」が 6 月議会で補正予算が可決されました。予算額は、3,013 千円でございます。工事内容は、市民文化センターの正面玄関内外の壁の塗り替え、自動扉・明り取り・ブックポストなどの鉄枠部塗り替え、天井の張替え、また 3 階講堂南側ロビーの内壁が外壁からの雨漏りで剥がれている為、外側のシーリング撤去新設及びロビー内壁の改修でございます。

続きまして、下段の表を見て頂きまして、公民館施設管理費のなかで、国分合同会館の庁用器具費として、本年度当初予算で 999 千円が決定されております。内容は、3 階大会議室の机が老朽化で傷みが激しいため、新しい机 28 台に入れ替えるものでございます。

尚、平成 29 年度の各施設の修繕料の予算につきましては、本館が 800 千円、堅下分館が 400 千円、国分分館は 200 千円、合計 1,400 千円を予算化してございまして、軽微な施設修繕につきましては、この予算で迅速に対応しております。

このように、公民館を利用される皆様が、安心かつ快適に施設を利用出来るように今後とも施設の維持管理に努めて参りますので、よろしくお願い致します。

以上で、案件②のご説明を終わります。

議長：ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました、平成 29 年度公民館施設整備について、委員の皆様でご質問があれば、お願い致します。

補足説明ですが、999 千円の机を入れ替えとなっておりますが。事前に少し聞きまして、椅子は購入しないのですかと。椅子は買えないということです。

委員：椅子は古くても、そのまま対応出来るということですか？古くてもいけるということですか？

事務局：座って支障があるようなものは使っておりませんので、ご安心下さい。机は相当傷んでおりました。ヒビをガムテープで張っているくらいです。財政難という言い方で逃げるつもりはないですが、例え予算が100万近くありましても30台弱しか、机も購入出来ません。

やはり、購入する限りは、長く使用出来る物として、二流メーカーの物を購入するのは避けたいと思っています。計画的に順を追って購入させていただきますので、ご理解の方をお願い致します。椅子はまだ使用出来ます。

議長：ありがとうございます。何か質問はございませんか？

それでは、ございませんようですので、続きまして案件③公民館施設の使用料見直しについて、事務局より説明をお願い致します。

事務局：それでは私の方から、案件③の公民館施設の使用料の見直しについて、ご説明申し上げます。座らせて頂きます。

資料の5ページからをご覧ください。

前回の公民館運営審議会で使用料の見直し案をお示しさせて頂き、公民館の有料化についてご説明申し上げましたが、その後、市の企画調整課や法務課と協議しました結果、一部変更が生じたので、ご説明致します。

6ページの別紙1が現行の講堂の料金表であります。これと同じように、各部屋の時間区分をまたがって利用される場合は、各区分の料金の合計金額ではなく、「通しでの利用時間」による使用料金を設定することとなり、7ページの別紙2の料金表となりました。

7ページの別紙2の表の左から3列までが、前回お示しした料金でありまして、4列目以降が、新たに設定した「通しの利用時間」での料金であります。

展示会・発表会等で終日ご利用される場合もございます為、利用者に対して、より明確な料金表をお示しするものであります。

次に使用料の減免でございますが、5ページをご覧ください。現行の規則では、「市が主催する事業や市の要請に基づいて使用する場合」

は、全額免除、「公共性を有する団体が、公共性のある目的の為に使用する場合」は半額免除でございますが、今回の改正案では、「市若しくは教育委員会が主催する事業や市若しくは教育委員会の要請に基づいて使用する場合」は全額免除、「本市の文化の向上に寄与することを目的として設立された団体がその目的を達成する為の行事に使用する場合」は半額免除と考えております。

議長：ただいま説明がございました、公民館施設の使用料見直しについて、委員の方でご質問があればお願いいたします。

例えば、6 ページをご覧ください。6 ページの本館 3 階講堂使用料金というところで、基本料金 4,000 円と書いてありますよね、この 4,000 円は、午前 9 時から正午まで使うと 4,000 円です。これが、改正されたらどのようなことになるかというと、次の 7 ページをご覧ください。7 ページの本館使用料金表の 3 階講堂は、9 時から 12 時までが、3,200 円です。前の現行を見てもみますと、4,000 円でしたので、800 円、改定によって安くなるということになります。以下、5,000 円が 4,300 円になると、このように変動していきます。一部分ですが、申し上げました。

どうぞ、何でも結構ですよ。前回、だいぶご議論頂きまして。ここは、最終決定の場では無いので、意見を聴取して、自由にご議論いただいで結構です。

それでは、こちらから指名させていただきます。浦野さんいかがですか？

副議長：このようにお示し頂きまして、これまで長く無料で貸して頂いていました。今回、こういったかたちで有料になるということですが、実施は来年の 4 月 1 日からになっていますけども、これが今年の 11 月に市民のみなさんに知れ渡って行って、そして来年 4 月に実施となってくると。市民のみなさんにどう受け止められるかということだと思います。金額的には、ある程度いろんなかたちで、優遇はして頂けるでしょうけど、我々のような文化連盟は公民館が一番の柱として、利用させていただいているなかで、いくら安くてもいろんな面で負担になってくるのは現実でございます。それをどう受け止めてくれるかということですね。

帳面上ね、これだけですと説明受けている場合はいいのですが、

自分たちの負担になってきたときに人は考えが違ふと思っておりますのでね。そのへんを私は心配しております。だから、出来るだけ、財政は厳しい厳しいと聞いておりますが、そのへんのご配慮だけは忘れずにやっていただきたいと思っております。ここに減免も検討すると言っておりますので。我々が、それが一番響いてくる団体です。そのへんのご配慮をよろしく願います。

議長：ただいま減免についてのご配慮をよろしく願いますということでした。今の、浦野委員の意見について補足説明がありましたら願います。

事務局：はい、先に補足説明で申し上げたら良かったのですが、まず今回お集まり願っているのは、公民館運営審議会委員の会議ですので、公民館の方から提案をさせていただいている訳ですが、本市における使用料見直しについては、全課あげての使用料見直しになっている訳でございます。公民館は本館、堅下分館、国分分館と先ほど説明させていただいたとおりでございます。その他は青少年センター、リビエールホールですね。使用料を既に徴収している場所は使用料の見直しがかかっております。市立体育館、第二体育館、柏原中学校における夜間の使用また休日の利用の利用料の見直しですね。片山庭球場、青谷運動広場、堅下庭球場、円明運動広場、こちら 7 つの施設がスポーツ振興課の下、見直しがかかっている訳でございます。また文化財課では歴史資料館の入場料、これは無料でしたけども、無料から有料になっていくということを提案されています。国分図書館の 4 階部分、目的外使用ということですが、これの使用料見直しもかけられております。最後は人権推進課の男女共同参画センター、この分についても、使用料の徴収となっているところでございます。以上 15 施設の使用料の見直しが課せられている訳でございます。平成 30 年 4 月をもつての、この 10 月議会にかかっている訳でございますが、あくまでも予定ですけども、それを目指しての料金改正となっております。続いて、先ほど 5 ページで説明をさせていただきました減免の条件等の案でございますが、現行と改正案を再度申し上げますが、全額減免につきましては、本市、あるいは教育委員会が主催する事業や市若しくは教育委員会の要請に基づく使用は全額減免とさせて頂く等を考えております。本市の文化向上に期することを目的で設立された団体がその目的を達成するための行事に使用する場合、これは柏原市文化連盟さんを意味する

文言です。法務課と文言の整理を行う予定でございますが、ここで申し上げさせていただきますのは、団体さんというのは、柏原市文化連盟さん、市に準ずる活動を助成、補助して頂いている最も大きな団体として市民文化祭の運営に携わっていただく准公共、公共性を有する団体として本市もみておりますので、その為の減免措置をきかせるということで、当課の方からはあげさせて頂いている現状でございます。以上でございます。

議 長：はい、分かりました。どうぞ、ご質問などいかがですか？

委 員：現行の公共性を有する団体が公共性の目的の為に使用する場合は半額免除となっておりますが、改正案ではその分がありませんが？

事務局：公民館にありましては、地域性、もちろん社会教育法に則って公民館施設があるのですが、最も広くの市民の皆様にご利用して頂くという目的に従来はなされていた訳ですが、公民館という本質を色々考えていく上で、市民の学習の場と、生涯学習をいかに伸ばしていくかという観点で教育的な施設として公民館施設になっている訳です。ですので、今、委員さんがおっしゃられるとおり、更生保護の方からも出て頂いておりますので、ずっと見渡せば30いくつもの団体さんが公共性を有する団体として今まで半額減免をとらせていただいていた訳ですが、今回有料化を実施する上で、前回の6月に示させて頂きましたが、使用料にあつては、平成27年度の全額の経費を基に、単価×面積×時間でその上での受益者負担、市における市民の方々が使っていただく場所でございますので、2分の1の減免を先にきかさせて頂いているのが現状でございます。仮に700円であれば本来1,400円の時間の負担をさせて頂くというようになっておまして、それでどうして減額出来ないのかというお話を頂いておりますが、市の本来の経費と見合わせた上で、徴収額は既に減額をさせて頂いているという考えで、了解をして頂きたいと思えます。公共施設といえども、経費は同様にかかりますので、有料化を実施するにあたっては、相当額100%で有料徴収させて頂くのが本来であります。本市の文化向上に寄与する団体には減免措置が必要かと考えている次第でございます。ご理解の程をお願いします。

議 長：はい、大変詳細にありがとうございました。その他、ご質問はござい

ますか？

委員：非常に分かりにくいのですが、例えば7ページで2階の多目的室ですが、文化連盟さんは350円ですね？

事務局：半額ですと、そうですね。

委員：はい、分かりました。直接的に言って下さったら良いのですが、一般的に言えば私としては非常に安いと思います。この前私が言いましたコミュニティセンター、あるいは地域の会館も、もう火の車です。お金を取らなければ、運営が出来ないと。例えば、この多目的室ですが、9時から12時、時間的な区分は関係ないのですが、多分これ公共性があるかなという感覚でいくと、我々としては1,000円くらい取りますよ。そういう感覚でいきますと、おかしいなど。更に公共性という観点で考えますと、半額というのは安いなあ。驚くしかないなと思います。私の意見ですと、はやくして頂きたいなど。それで、文化というものもありますが、これだけ安いもの、1人で借りる訳は無いですよ。10人～20人として換算すると、少しのお金な訳ですよ。お金が高くても、トータル的に考えたらそこまで高くはならないかと思います。受益者負担を考えたら、当然のことだと思います。そのように私は思います。

議長：はい、ありがとうございました。その他、ご意見ございますか？

委員：こういう制度に国の補助金はありますか？

事務局：ありませんね。施設を建てるなどになってきますとあります。以前この建物を建てる際に補助金は頂いている可能性もあるでしょうね。ただ管理運営に関しては、無料であれば時代がそれを補完してきたわけですが、色々な、これまでの流れの中で、それぞれの財政、自治体によってそれぞれ財政能力もございますので、例えば極端な話をしますと、北海道の夕張のように全ての施設の公共料金を上げていっているところもございます。本市もそこまでではないですが、やはり一定の市民の皆さんに意識を持って頂くという意味で例えばスポーツ施設であれば当然有料だと。一方で文化の施設、公民館というのは無料ではないかと、これまでの皆さんの意識ではあったと思いますが、そ

こをもう一度、市民の皆さんで見直しをしますよということで、全ての施設、ここだけではなく、歴史資料館もありますし、あとフローラルセンターも無料でしたが、有料にしていくと、そういうことですので、個人として使う場合ですね、一部負担をお願いしたいと、というのが今回の主旨だと我々は考えています。ですから、金額の問題は多少あると思いますね。

委員：地域の会館の運営が、吉田委員さんが言われたとおり、逼迫した状況だと。私は、会館の運営活動として、リサイクルをしています。月・火・木・金と地域を回り、アルミ缶などをリサイクルして、すべり台にするなど、リサイクル活動に皆さん参加頂いています。アルミ缶ならどこの業者と、大体年間で90万円近く、それを市の助成金として頂きます。最近、4月～6月の補助金が8万円ほどでした。そういうことを、していかなかったら、地域の自治会も運営出来ないですね。ですから、我々の会館使用料からしたら、かなり安い金額だと思いますね。市として、いろいろな補助金を取ってきて頂くと。国から、色々な面で、何かにつけて。そういう整備をしていかないと、柏原市は潰れてしまいますよ。はっきり言えば、市長直々に東京に行って頂いてと思いますね。

事務局：先日も、市長は東京に行って頂いていますので。これそのもので、市の財政にどれだけ影響があるのか、本当に微々たるものだと思いますよ。ただ、そこには市民の皆さんに意識を持って頂くという、ひとつ大きな目的だと思っております。これによって、地域のコミセンを活用して頂くというのも、ここでお金取られるなら地元にお金を落とそうかという意識を持って頂ければ、そちらも一定の団体が使うことによって、その運営費に寄与出来るのかなと思います。それも結果的には柏原市に寄与するのは少しかもしれませんが、そういう意識を持っていたければなと思います。であれば、効果は出るのかなと思います。

議長：はい、ありがとうございます。それでは、その他ございますか？
無いようですので、案件③はこれで終わります。

それでは、その他について委員の方で何かございましたら、お願いします。

委員：玉手山にある“やすらぎ”は、この案件に属していますか？

事務局：いいえ、属していません。健康福祉部の管轄ですので。何かございましたか？

委員：床などがボロボロだと聞きましたので。

事務局：長く、懸案事項になっております。ですが、その施設を改修するのにも、多くの予算を投入しないといけませんので。そもそも、場所が、玉手山で良いのか？という議論もあります。近くでは出来ないのか？そういう議論もございますし、そのことを議会でも議論頂いていますし、部内でもしています。今は、やむを得ず補修しながら、“やすらぎ”を維持していこうという方向ですね。

委員：その施設は、区長会でも使用してしまして、ボロボロなのは何とかありませんか？という意見も出ますので。以上です。

議長：他、何かございませんか？

無いようですので、これで平成 29 年度第 2 回公民館運営審議会の案件の審議を終わらせて頂き、議長の職を解かせて頂きたいと思っております。
どうもありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。案件終わりましたが、言わせて頂くのも申し訳ございませんが、当課から最終お含み願いたいですが、減免措置のことについても、5 ページの分を使用料見直しのことで、公民館から総務課など担当課レベルで色々話をしているところでして、全てこのままの案で進んでいきますよというのが当課の話でありまして、意向を委員皆様に提示して意見を聴取させて頂くというのが本日の主旨でございますので、この原稿のまま通るという訳ではありませんし、決定ではありません。ですので、また報告はさせて頂くかわかりませんが、使用料見直しのスケジュールとしましては、8月18日から9月8日まで、パブリックコメント、意見の募集を市の方からホームページを通じて行って、いろんな意見も出てきますので、その中で最終は理事者の方で決定されるということになるかと思っております。この点では今日時点での公民館としての方向性、このように考えていますということで、委員各位皆様におかれましては、お含み願いたいと思っております。

ここでは、この内容でしたが変更しているということもありますので、それは理事者サイドの話も入ると思いますので、そのことだけお含み願いたいと思います。ありがとうございました。

事務局：最終的には、議会の議決を頂かなければならない話ですので、その決定を受けて確定しますので、ここで案をあげて、尚且つ議会で審議を頂いてそれが決定されるということですので、そのことだけご理解頂きたいと思います。

事務局：それでは、本日の公民館運営審議会の閉会にあたり、浦野副会長よりご挨拶を申し上げます。

浦野副会長の閉会の挨拶
終了